

参考資料4

平成30年度以降の子供の学習費調査に関する研究会  
(第4回、平成30年6月6日)

[ 国内修学旅行実施基準概要 ]

(1)ー2 国内修学旅行実施基準概要

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
北海道	小 普	市町村教育委員会の定める基準による					3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増。 ※参加児童生徒数401名以上については、40名ごとに教員数1名を加算する(端数切上げ) ※実施学級数が3学級以上の場合1名、5学級以上の場合2名、7学級以上の場合3名を教員数に加算する。	
	中 普							
	中等教育学校前期課程	特別支援学校中学部の基準に準拠				中学校の基準に準拠		
	中等教育学校後期課程	高等学校の基準に準拠				高等学校の基準に準拠		
特別支援学校(養護)	小	1泊2日以内	必要最小限度	最終学年又はその前年度		日本国内	20名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増。 ※参加児童生徒数441名以上については、40名ごとに教員数1名を加算する(端数切上げ) ※実施学級数が4学級以上の場合1名、6学級以上の場合2名、8学級以上の場合3名を教員数に加算する。	
	中	3泊4日以内						
	高	高等学校の基準に準拠						
青森県	小 普	市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普							
	高 普	5泊6日以内	規定なし	規定なし	70%以上を原則	規定なし	30名につき1名+150名につき1名	教育委員会が認めた場合は6泊7日とすることができる。
	特別支援学校	小 2泊3日以内	"	"	100%を原則	"	障害の程度により弾力的に対応	
中 3泊4日以内	"							
高 5泊6日以内	70%以上を原則							
岩手県	小 普	市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普							
	県立中及び中等教育学校前期課程	3泊4日以内	90,000円以内	規定なし	規定なし	国内	学級数に1.5を乗じて得た数に1を加えた数(1未満の端数は切り上げ)	
	高等学校及び中等教育学校後期課程	3泊4日以内	90,000円以内	規定なし	規定なし	国内	学級数に1.5を乗じて得た数に1を加えた数(1未満の端数は切り上げ)	
	高 普	5泊6日以内	90,000円以内	規定なし	規定なし	限定しない	生徒30人につき1名+1名	航空機の利用を認める。
特別支援学校	小 1泊2日以内	90,000円以内	"	"	県内及び隣接県	児童生徒4名につき1名、さらに児童生徒8名につき1名の割合で教員または寄宿舎指導員等を加える	航空機利用を認める。児童生徒の状況に応じて保護者が同行する場合もある。	
中 3泊4日以内	90,000円以内	国内						
高 5泊6日以内	90,000円以内	限定しない						
宮城県	小 普	各市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普							
	県立中	2泊3日以内	53,000円	最高学年又はその前学年	原則として全員参加	実施基準なし	40人以下のとき2人、40人を超えるときは、その超える数の20人までごとに1人を加算した数	
	高 普	4泊5日以内	<経費の標準> 88,000円	在学中1回				
特別支援学校	小 1泊2日以内	21,000円	"	"		実態に応じて定める		
中 2泊3日以内	53,000円							
高 4泊5日以内	88,000円							
秋田県	小 普	各市町村教育委員会の定める基準による						
	中 普							
	県立中	3泊4日以内	目的達成のための必要最小限度の額	最終学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	30人につき1名+1名+責任者1名	
	高 普	4泊5日以内		在学中1回				
特別支援学校	小 1泊2日以内	各部の日程等に応じた適切な額	最終学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	生徒の実態に応じた適切な数(養護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名		
中 3泊4日以内								
高 4泊5日以内								

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考						
山形県	小	普	1泊2日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)	規定なし	原則、全員参加	規定なし	規定なし	航空機利用付帯条件なし。						
		中	普							3泊4日以内					
	高	普	4泊5日以内	国内 内陸地方 95,000円を目安 庄内地方 98,000円を目安 海外 120,000円を目安											
		定													
特別 学校 支援	小	普	1泊2日以内	規定なし(保護者の過重負担を避ける)	"	"	"	"							
	中	普	3泊4日以内												
	高	普	4泊5日以内												
福島県	小	普		} 規定なし	規定なし	原則として全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名 4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名	市町村教育委員会に修学旅行実施届けを提出する						
		中								普					
	県立中	普	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう配慮する											
		高	普	4泊5日以内						保護者の負担過重とならないよう配慮する					
	特別 支援 学校	小	普	日帰りを原則。実情により1泊2日も可						日帰20,000円以内 泊 40,000円以内	"	"	規定なし	1~3学級/学級数+2名 4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名 参加人数÷30名+2名	実施2ヶ月前までに修学旅行実施届けを教育長に提出する。
			中	普						2泊3日以内を原則。実情により3泊4日も可					
高		普	4泊5日以内	国内の場合105,000円以内											
茨城県	小	普	1泊2日以内	規定なし	6年：原則、最終学年	原則として全員参加	規定なし	当該学年の学級数を基準としてそれに、学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える							
		中	普		2泊3日以内					3年：原則、最終学年					
	高	普	4泊5日以内	"	2年又は3年	大多数が参加できるもの	日本国内全域	おおむね30人につき1名							
		定			3年又は4年										
	特別 支援 学校	小	普	1泊2日	"	最終学年又はその前学年	"	規定をしない		おおむね参加児童生徒2人に1人の割合					
中	普	2泊3日以内													
高	普	4泊5日以内													
栃木県	小	普	}	} 市町村教育委員会の定める基準による	第2学年又は第3学年	原則として全員参加	規定なし	生徒20名につき1名+校長+養護教諭							
		中								普					
	県立中	普	4泊5日以内(110時間)以内							保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費については教育委員会が別に指示する。	第3学年次以降とする				
		高	普							1泊2日以内	第5学年又は第6学年				
特別 支援 学校	小	普	2泊3日以内	第2学年又は第3学年	"	規定なし	児童生徒の障害の状況に応じた適正な数とし、教育委員会が別に指示する								
		中	普	4泊5日以内(110時間)以内				第2学年又は第3学年							
埼玉県	小	普	1泊2日以内	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	児童・生徒15~30人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠)	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可						
		中	普							2泊3日以内(72時間以内)					
	県立中	普	中学校の基準を準用する												
埼玉県	高	普	4泊5日以内(120時間以内)	国内修学旅行は95,000円、海外修学旅行は100,000円(外国語科等設置校等国際交流に特色があると県教委が認めた学校については130,000円)以内	中高学年	70%を下らない	国内及び海外	生徒15~30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠とすることができる) 川口市 生徒15~30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠)	航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。 川口市 航空機利用の場合の規定なし						
		定													
	特別 支援 学校	小	普	1泊2日以内	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	70%を下らない	規定なし	児童・生徒5人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠)	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可 航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。					
中			普	2泊3日以内(72時間以内)											
特別 支援 学校	高	普	4泊5日以内(120時間以内)	95,000円以内											

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
群馬県	小 普	}	市町村教育委員会の定める基準による					
	中 普							
	中等教育学校前期課程	2泊3日以内	規定なし	原則として第3学年	在籍数の90%以上	規定なし	規定なし	
	中等教育学校後期課程	高等学校の基準を準用する						
高	全	4泊5日以内 (120時間以内)	方面別標準経費を示して指導	原則として第2学年以上	在籍数の80%以上	規定なし	(1)1学級に対して1名ないし2名の引率とする。ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合は、その合計人数に1名を加えることができる。 (2)宿泊を要する修学旅行にあっては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記引率者の数の枠外とする。 (3)養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で重度障がいの児童生徒が参加するため、特に必要とされる場合の教職員は、(1)の数に含まないものとする。 (4)教育長は、特に必要と認めるときは、(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる。	[航空機利用] 1. 目的を達成するための交通手段として必要がある場合。 2. 参加生徒及び保護者の同意が得られていること。 3. 緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること。
	定			原則として第3学年以上	在籍数の70%以上	規定なし		
特別支援学校	小	1泊2日以内	規定なし	6年	知的障がいの特別支援学校以外は在籍数の70%以上。知的障がいの特別支援学校は在籍数の90%以上	規定なし		
	中	2泊3日以内	〃	3年				
	高	高等学校の基準を準用する。ただし、知的障がいの特別支援学校以外は70%以上とする。						
千葉県	小 普	}	市町村教育委員会の定める基準による					
	中 普							
	程及び学区の基準 及び立前中 期学校課程 及び中等 教育学校 後期課程 校育	3泊4日以内	保護者の経済的負担を十分考慮して、その軽減に努力するものとする。	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5+2 養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
	高 普 定	4泊5日以内	100,000円以内 (消費税別)	規定なし	80%以上 70%以上	規定なし	学級数×1.5+2+(1) (1)は、8学級以上のみ養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
特別支援学校	小	1泊2日以内	25,000円(消費税含)	規定なし	原則として全員参加	規定なし	児童生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。
	中	2泊3日以内	56,000円(消費税含)					
	高	3泊4日以内	105,000円(消費税含)					
東京都	小 普	}	区市町村教育委員会の基準による					
	中 普							
	都立中学校及び中等教育学校前期課程	各学校の旅行計画について、東京都教育委員会と協議して実施している。						
	高 普 定	9 6時間以内	国内76,000円以内(税抜)	第2学年9月以降 第3学年9月以降	原則として全員参加	規定なし	学校長の判断による	
特別支援学校	小	日帰り	20,300円以内	第6学年	〃	規定なし	規定なし	
	中	7 2時間以内	54,800円以内	第3学年	〃	規定なし		
	高	9 6時間以内	85,000円以内	第2学年9月以降 第3学年	〃	規定なし	学校長の判断による	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
神奈川県	小	普	市町村教育委員会の定める基準による							
	中	普								
	高	普	4泊5日以内	保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額	在学中	80%以上の参加	教育的見地から慎重に検討して選定	県立学校：学級数×1.2+2		
	高	定				60%以上の参加				
援 学 別 校 支	小 中 高									
山梨県	小	普	各市町村(組合)教育委員会の修学旅行・遠足・その他の校外行事の基準に関する規則で定める							
	中	普								
	高	普	5泊6日以内	規定なし	2年又は3年 3年又は4年	10分の8以上	国内全域	30名につき1名以上+管理職	「航空機利用書」の提出。海外修学旅行については、別に通知を出し費用、保護者の同意、安全面への配慮を促している。	
	特別 校 支 援 学	小 中 高	2泊3日以内 3泊4日以内 5泊6日以内	"	原則、最高学年	10分の8以上 やむを得ない場合は この限りではない	近接都県 関東、中部、近畿 国内全域	4名につき1名以上+管理職 6名につき1名以上+管理職		
	小	普	1泊2日以内を原則とする			家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。	6年	規定なし	極力遠隔地を避ける	(学級数×2+2)名
中	普	2泊3日以内を原則とする				3年				
長野県	県立中学校及び中等教育学校前期課程、高等学校及び中等教育学校後期課程		公立中学校に準ずる							
	高	普	3泊4日を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。	最高学年あるいはその前学年(後期)	"	規定なし	20～30人につき1名		
	特別 (養護) 学 校	小 中 高	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	高：費用は11万円を上限とする。	6年 3年 3年	"	規定なし	(学級数×2+2)名	高：航空機利用は、実施2ヶ月前までに提出する「修学旅行実施計画書」に「航空機利用計画」を記載しておくこと。	
	小	普	市町村教育委員会の定める基準による							
	中	普								
新潟県	県立中学校及び中等教育学校前期課程		1学年、2学年は日帰り、3学年は2泊3日以内(車中泊を含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回(宿泊を要するもの)	原則、全員参加	規定なし			
	中等教育学校後期課程		5泊6日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回	原則、全員参加	規定なし	1学級につき3名、1学級増すごとに1～2名増	航空機利用の場合、経費は航空機を利用しない場合と同程度	
	高	普	5泊6日以内(車中泊含む)							
	特別 校 支 援 学	小 中 高	小、中、高等学校に準拠							
富山県	小	普	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	市町村教育委員会に一任。	
	中	普	3泊4日以内	規定なし	最上学年もしくはその前の学年	原則として全員参加	規定なし	30名につき1名+校長(又は教頭)+養護教諭+学年主任+生徒指導主事	特別支援学級の生徒が参加する場合は特別支援学級担任が参加する	
	高	普	4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	"	60人までは2名とする。超過する人数30人につき1名増可。養護教諭1名増可。		
	特別 学 校 支 援	小	1泊2日以内	過重とならないよう配慮すること	"	"	"	"	障害の状態、日程、参加者数に応じて	中学部…中学校修学旅行実施基準に準ずる
		中	3泊4日以内							高等部…高等学校修学旅行実施基準に準ずる
	高	4泊5日以内								

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
石川県	小	普	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	80%以上	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	
	中	普	3泊4日以内	〃	最上学年又はその前学年	〃	規定なし		
	県立中		市町立中学校の基準に準ずる						
	高	普	4泊5日以内	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年	80%以上	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	海外修学旅行にあっては、県教委と学校指導課と協議の上、さらに2名を限度として加えることができるものとする。海外修学旅行の引率責任者は原則として学校長とする。
		定							
		特別支援学校							
特別支援学校	小	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	〃	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	〃	県内	児童・生徒数5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がいの児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限度の数を加えることができるものとする	高等学校に同じ。	
	中	3泊4日以内	〃	最上学年又はその前学年	〃	規定なし			
	高	4泊5日以内	〃	〃	〃	〃			
福井県	小	普	各市町村教育委員会の判断とする						
	中	普							
	高	普	110時間以内	必要最小限の額	最上学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	少なくとも2名以上とする。生徒30人につき1名を標準	
	特別支援学校	小	34時間以内	家庭の経済的負担を考慮した額	6年又は5、6年	〃	規定なし	盲・ろう学校、4人につき1名 特別支援学校、3人につき1名	
中		58時間以内	3年又は2、3年		規定なし				
高		82時間以内	最上学年又はその前学年		規定なし				
岐阜県	小	普	1泊以内	規定なし	規定なし	原則全員参加	規定なし	児童20人につき1名+責任者 分校参加は教員1名増	特別支援学級は普通学級に同じ 引率者は担任1名+教員1名
	中	普	原則として2泊3日以内					生徒25人につき1名+責任者1名	
	高	普	原則として3泊4日以内	必要最小限度の額とする	〃	〃	教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地	生徒30人につき1人 別に責任者2人	
	特別支援学校	小	1泊以内	規定なし	〃	〃	〃	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名	
中		原則として2泊3日以内							
高		原則として3泊4日以内							
静岡県	小	普	1泊2日～3泊4日程	規定なし	規定なし	身体的な理由等で参加困難な者以外は全員参加	規定なし	原則として1学級2人以内	特別支援学級は普通学級に同じ
	中	普	〃	〃	〃	〃			
	県立中		規定なし	高等学校の基準に準ずる。	規定なし	原則として、当該学年生徒全員を参加させるものとする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮して決定する。	原則として、1学級につき教員2人+養護教諭(又はこれに準ずる教員)1人+責任者(校長、教頭又はこれに準ずる教員)1人	航空機利用は保護者の理解・同意が得られるようにする。
	高	普	規定なし	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校・学科の特色や実態及び日常の学習活動との関連を十分考慮する。		
		特別支援学校	小	1泊2日以内	前年度の県立特別支援学校の学部別平均額を参考とする。ただし、保護者の負担を考慮し費用の削減を図る。	6学年が原則	原則として、当該学年生徒全員とする。		
中	2泊3日以内	3学年又は2学年9月以降	当該学年の担当教員+養護教諭(これに準ずる者)+責任者(管理職又はこれに準ずる者)	活動内容や日程・移動等の計画の際は児童生徒の障害に配慮するよう指導している。航空機の利用は高等部に限り、安全対策を万全にする。					
高	4泊5日以内								

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
愛知県	小	普	1泊2日以内	最上学年	全員参加をたてまえるとする	郷土を中心とした近隣府県	責任者1名。右の区分による教員数を標準とする。ほか保健担当者1名を加えることができる	1学級2名 2学級3名 3学級4名 4学級5名 ※151名以上は6名 5学級6名 ※181名以上は7名 6学級7名 ※211名以上は8名	
	中	普	2泊3日以内			中部、近畿、関東地方		1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名	
	高	普	国内3泊4日以内	3年又は2年 4年又は3年	原則、全員参加(80%以上)	限定しない	1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名		
	特別支援学校	小	普	1泊2日以内	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	児童生徒 小：盲・養3人、聾4人 中：盲・養4人、聾5人 高：盲・養4人、聾6人 +責任者1名+保健担当者1名	重度・重複障がい児童生徒参加の場合、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。
		中	普	2泊3日以内			中部、近畿、関東地方の範囲		
		高	普	3泊4日以内			限定しない		
三重県	小	普	—	規定なし	原則として全員参加	いたづらに遠隔地を選ぶことなく、学習目的に即応した適地を精選	校長・教頭又はそれに代わる責任者のほか当該学年の学級担任及び養護教諭等	<高等学校> 旅行費用については、目的の達成と保護者の経済的負担を考慮した適正な額を、校長が定める。	
	中	普	—						
	高	普	—	規定なし	三重県立学校修学旅行等実施要綱による	三重県立学校修学旅行等実施要綱による			
	特別支援学校	小	普	1泊2日以内	"	"	"	"	
		中	普	2泊3日以内					
高	普	4泊5日以内	67,900円以内						
小中	普	} 市町村教育委員会が定める基準							
滋賀県	県立中	普	3泊4日以内	最上学年又は前学年	—	—	1.5~2人(1クラス)をもとに、学校の実態、旅行の形態等を考慮する。	航空機の利用については、保護者の同意を得ていること。	
	高	普	4泊5日以内	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし			
	特別支援学校	小	普	1泊2日	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし	参加児童生徒3人につき教職員1人とする。ただし、参加児童生徒が3人以下の場合も少なくとも2人とする。なお、重度の障害児童・生徒の場合にはこの限りではない。	2泊3日が主流。 航空機利用3泊4日以内、特例的認可。3泊4日が主流。
		中	普	2泊3日以内					
高	普	4泊5日以内	90,000円程度						
京都府	小	普	} 市町村教育委員会ごとに実施	6年	規定なし 全員参加	規定なし	規定なし (概ね管理職+担任+養護教諭またはこれにかわる者+α)	特別支援学級は普通学級に準ずる。引率教職員数は児童生徒の実態による。	
	中	普		2、3年					
	府立中	普	原則として4泊5日以内	規定なし	実施の1年前までに教育長に計画書を提出し協議する	規定なし	—		
	高	普	原則として4泊5日以内	規定なし	届出事項	規定なし	—	—	
	特別支援学校	小	普	小学校に準拠	"	"	"	人数は児童生徒の実態による+管理職+養護教諭+必要に応じて看護師	
中		普	中学校に準拠						
高		普	高等学校に準拠						
大阪府	小中	普	} 市町村教育委員会ごとに定める						
	高	普	4泊5日以内	規定なし	第2学年以降	原則として、全員参加	規定なし	規定なし	
					4年課程第3学年以降				
	特別支援学校	小	普	1泊2日以内	規定なし	最終学年	"	"	
中		普	3泊4日以内						
高	普	4泊5日以内	第2学年以降						

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
兵庫県 (市町立中学校、市立高等学校、公立特別支援学校)	小	普	} 各市町組合教育委員会の定める基準による						
	中	普							
	中等教育学校後期課程		高等学校の基準に準拠						
	高	普定	6泊7日以内 ☆海外も同じ	80,000円程度 海外は3割増程度	規定なし	規定なし	規定なし 海外も認める	全日制(参加生徒25名につき1名) 定時制・通信制(参加生徒20名につき1名)	高:航空機の利用を認める、夜行バスは避ける。
	特別支援学校	小	1泊2日以内	20,000円	規定なし	小・中・高: 原則として全員参加	海外への申請は高等部に限る	原則として、視覚特別支援学校にあっては、両目の視力の和が0.01以下の児童生徒2名につき1名、その他の児童生徒4名につき1名とする。聴覚特別支援学校にあっては、児童生徒4名につき1名とし、その他特別支援学校にあっては児童生徒3名につき1名とする。	所要期間は、児童生徒の実態に十分配慮し、所要経費については保護者の過重な負担にならないよう留意する。 バスの夜間運行はさける。
中		2泊3日以内	47,000円						
高		4泊5日以内	80,000円						
奈良県	小	普	} 各市町村教育委員会において指導						
	中	普							
	高	普定	4泊5日(上限)	80,000円以内 (消費税は別)	規定なし	原則、全員参加	規定なし	規定なし	
	特別支援学校	小	1泊2日	20,000円以内 (消費税は別)	"	"	"	"	
		中	2泊3日(上限)	50,000円以内 (消費税は別)					
高	4泊5日(上限)	80,000円以内 (消費税は別)							
和歌山県	小	普	} 設置する教育委員会の定める基準による。					特に規定なし	
	中	普							
	県立	中	3泊4日以内	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	特に規定なし	
	高	普定	4泊5日以内	74,000円を上限とする	"	"	"	"	
	特別支援学校	小	小学校に準拠	各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	"	小学校・中学校・高校に準拠。各校の児童生徒の実態を十分考慮して定める	"	"	
中		中学校に準拠							
高		高校に準拠							
鳥取県	小	普	} 各市町村教育委員会で定める基準						
	中	普							
	高	普定	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする	最終学年又はその前学年	大多数の生徒が参加するものとする	規定なし	1学級につき2名を基準とする。ただし、1学級の場合は4名、2学級の場合は5名とする。	
	特別支援学校	小	1泊2日以内	"	"	全員参加を原則とする	"	養護学校の場合、小学部、中学部および高等部は、2名につき1名を原則とする(重度・重複障がいの子童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1人につき1名)。盲・聾学校の場合、小学部は6名までは2名、6名を超える場合は、その超える人員を3で除いた数を加える。中学部は8名までは2名、8名を超える場合は、その超える人員を4で除いた数を加える。高等部は10名までは2名とする。10名を超える場合は、その超える人員を5で除いた数を加える。いずれも1未満の端数を生じた場合は切り上げる。ただし、小学部、中学部及び高等部において、重度・重複障がいの子童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1名につき1名とする。	
		中	2泊3日以内	"	"	"	"		
高		4泊5日以内	"	"	"	"			
島根県	小	普	} 市町村教育委員会で定める基準						
	中	普							
	高	普定	5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮する	2、3年が望ましい	原則全員参加	規定なし	30人につき2名、30人増すごとに1名増を原則とする	
	特別支援学校	小	1泊2日	"	/	"	"	"	緊急事態を想定して対応できる体制であることを考慮し、各校で適切に定める。
中		3泊4日以内							
高		5泊6日以内							

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
岡山県	小	普	市町村教育委員会の定める基準 (県立中学校は県教育委員会の定める基準)					1 箇学年 1 学級の時30人につき3名、30人を超えれば4名、1 箇学年2学級以上の時2学級5~6名、3学級7名、4学級9名、以下1学級増すごとに1名増	
	中	普							
	高	普	4泊5日以内 ※海外は5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	2年又は3年	80%以上の参加		30人まで3名、1~25人増すごとに1名増とする	新たに航空機を利用する場合、海外で実施する場合、目的地を変更する場合は、県教委と事前に協議するよう指導している。
	特別支援学校	小	1泊2日以内	"	原則として卒業学年	"		児童・生徒の実態に応じる	
中	2泊3日以内	卒業学年又はその前学年							
高	4泊5日以内 ※海外は5泊6日以内								
広島県	小	普	市町教育委員会の実施基準による						
	中	普							
	県立中	普	3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする。	在学中1回までとする。		規定なし	学級数×2名+引率責任者1名を加えた数以内とする。(救急看護、保健衛生の担当者を含む)	
	高	定	4泊5日以内						
特別支援学校	小	1泊2日以内	"	"	別途考慮	"	別途考慮		
中	3泊4日以内								
高	4泊5日以内								
山口県	小	普	市町教育委員会の定める基準						
	中	普							
	県立中学校及び中等教育学校前期課程	普	2泊3日以内	40,000円以内	定めはないが実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西	高等学校に同じ	
	高等学校及び後期中	普	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	定めはないが、実態として2年	80%以上	特に定めない	30人までは2名、30人を超えるときは(生徒数-30)÷30+2により算出した人数(1人未満の端数を生じたときは1人に切り上げる)。ただし、特殊事情は考慮する	
特別支援学校	小	1泊2日以内	18,000円以内	実態として6年	全員参加が望ましい	隣接県程度	"		
中	2泊3日以内	40,000円以内	実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西				
高	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	実態として2、3年	80%以上	特に定めない				
徳島県	小	普	市町村教育委員会の定める基準による						
	中	普							
	県立中	普	3泊4日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加。少なくとも8割を超える	安全が確保でき、修学旅行の目的が十分に達成できるとともに、経費的に無理のない地域	1学級につき2名を標準とする+引率責任者	実施30日前までに、教育委員会に届け出る。
	高	普	4泊5日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	事情に応じて考慮			
各特別支援学校	小	1泊2日を標準	経費の節減に努力すること	規定なし	事情に応じて考慮		児童・生徒の障害の状態にあった必要な教員数+引率責任者		
中	3泊4日を標準								
高	4泊5日を標準								
香川県	小	普	市町村教育委員会の定める基準						
	中	普							
	県立中学校及び中等教育学校前期課程	全	3泊4日以内	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	(学級数×1.5名)+養護教諭	
	高等学校及び後期中	全	4泊5日以内	保護者の経済的負担軽減に努める	2年又は3年	—	規定なし	30人につき1名+引率責任者、養護教諭	
特別支援学校	小	1泊2日以内	"	4年又は3年					
中	3泊4日以内	6年又は5年		原則として全員参加	近畿・中国又は四国地方 近畿・中国又は九州地方 規定なし	〈肢体不自由、視覚障害〉2人に1名+養護教諭 〈知的障がい、病弱、聴覚障害〉4人に1名+養護教諭 (重複は2人につき1名)			
高	4泊5日以内						3年又は2年		



※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
愛媛県	小	普	}	市町教育委員会の定める基準						(註)※ただし、特別の事情があるときは教育長と協議の上、日数の限度を超えて実施することができる。	
	中	普									
	中等教育学校前期課程		4泊5日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。			
	高等学校後期課程	全	5泊6日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。			
特別支援学	小	1泊2日以内※	21,180円以内	"	"	"	"	5人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。			
	中	4泊5日以内※	56,670円以内								
	高	5泊6日以内※	原則105,850円以内								
高知県	小	普	}	市町村教育委員会の管理運営規則による							
	中	普									
	県立中		4泊5日以内	保護者の負担過重とならない必要最小限度の額	規定なし	10分の9以上	規定なし	参加生徒数÷40×1.5名			
	高	普	5泊6日以内			原則全員参加		校長又はこれに代わる責任者を含み、参加生徒数÷30+1。なお、生徒数100人につき1人の数を加えることができる			
	特別支援	小	2泊3日以内			2/3以上		"	"		"
中		4泊5日以内									
高		5泊6日以内									
福岡県	小	普	}	市町村教育委員会の定める基準による						※1 県立学校における経費基準 平成27年5月11日より「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が決める必要最小限の額」とする ※2 (市町組合立高等学校) ・久留米市教育委員会は国内：77,000円以内とする ・久留米市外三市町高等学校組合は国内：積立金90,000円基準とする。特に基準はないが県の規定を準用する ・古賀高等学校組合は国内：積立金96,000円基準とする	
	中	普									
	県立中		規定なし	※1	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上			
	高等学校後期課程	普	規定なし	※1 ※2	規定なし	80%以上 ・久留米市外三市町高等学校組合は規定なし ・古賀高等学校組合は規定なし	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上 ・久留米市外三市町高等学校組合は規定なし ・古賀高等学校組合は規定なし			
特別支援	小	中	}	規定なし	"	80%以上	"	学級数×2.0を下限、ただし総数は3名以上			
	中	高									
	高	高									
佐賀県	小	普	}	市町教育委員会の定める基準による							
	中	普									
	県立中		5泊6日以内	規定なし(保護者の負担軽減に努める)	在学中1回	「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」による	規定なし	30人につき1名+保健担当者の数(切上)を引率者数(30人未満は2名以上)とする。団長は校長又は教頭(引率者数を含む)			
特別支援	小	中	}	高等学校に準ずる							
	中	高									
	高	高									
長崎県	小	普	}	市町教育委員会の定める基準による							
	中	普									
	県立中		原則として県立高校と同様の基準。ただし、旅行費用は75,000円程度を上限とする。								
	高	普	5泊6日以内	83,000円程度を上限とする	規定なし	参加率60%以上、休業日は40%以上	規定なし	30人につき1名、最低2名を下回らない。団長は教頭			
特別支援	小	1泊2日以内	特別支援教育就学奨励費負担金の限度額以内とする。	"	"	参加率60%以上	小・中学部の海外旅行は認めない	実態により別途考慮する			
	中	2泊3日以内									
	高	5泊6日以内									

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
熊本県	小中	普	各市町村教育委員会の定める基準による						
	県立中学	普	3泊4日以内	60,000円程度	規定なし	2/3以上の参加	規定なし	1学級(学級数+1)～(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)～(学級数+3)	
	高	普	5泊6日以内	79,000円程度	"	"	"	1学級:3人 2学級:3～4人 3～4学級:学級数+1～学級数+2人 5学級以上:学級数+2人	
	定								
特別支援学校	小	1泊2日以内	20,600円程度	"	"	県内又は沖縄を除く九州	学級数+2～学級数+3		
中	2泊3日以内	55,700円程度	九州、山口県、広島県						
高	5泊6日以内	79,000円程度	規定なし						
大分県	小中	普	市町村教育委員会ごとに規定する						
	中学(県立)	普	3泊4日以内(関西以東及び海外は4泊5日認める)	保護者の負担過重を避ける	3年又は2年	80%	制限なし	50名未満2～3名、50名以上100名未満3～5名、100名以上150名未満4～6名、150名以上200名未満5～7名、200名以上250名未満7～9名、250名以上300名未満8～10名、300名以上400名未満10～12名、400名以上500名未満13～14名、500名以上14名以上	
	高	普	5泊6日以内			70%	制限なし		
	定	4年又は3年		6年又は5年	80%	近県			
	特別支援学校	小	1泊2日以内				"		3年又は2年
	中	3泊4日以内(関西方面の場合は4泊5日認める)							
高	5泊6日以内	3年又は2年	70%	制限なし					
宮崎県	小中	普	1泊2日	保護者の負担過重にならない範囲	卒業学年又は直近学年	原則、全員参加	主として鹿児島中心	障がい児学級は普通学級に準ずる。	
	中	普	3泊4日以内				主として関西方面		
	中等教育学校前期課程	普	3泊4日以内	保護者の負担過重にならない範囲	規定なし(前期課程1回限り)	原則として、在籍数の95%以上	規定なし 主として関西	生徒30人につき1人	
	高等学校後期課程及び中等	普	6泊7日以内	保護者の負担過重にならない範囲	規定なし(後期課程1回限り)	原則として、在籍数の80%以上	規定なし 主として、関東及び関東近隣	引率責任者を除き、生徒30人につき1人	
	特別支援学校	小中	1泊2日以内	"	"	原則として、全員参加	主として鹿児島	児童生徒の実態に応じて、その都度協議する	
中	3泊4日以内	主として九州管内が中心							
高	6泊7日以内	主として関西、関東が中心							
鹿児島県	小中	普	1泊2日以内	所管教育委員会と協議	規定なし	90%以上	規定なし	規定なし	
	中	普	3泊4日以内						
	高	普	5泊6日以内	80,000円以内	規定なし	65%以上	"	高校教育課に申請し、実施日の20日前までに教育長の承認を受ける。	
	特別支援学校	小	1泊2日以内	小学校に準拠	"	90%以上	"	"	
中	3泊4日以内	中学校に準拠							
高	5泊6日以内	高等学校に準拠	65%以上						
沖縄県	小中	普	1泊2日以内	規定なし 保護者負担の軽減	6年又は5年 3年又は2年	90%以上	規定なし 規定なし	25人につき1名+責任者+養護教諭	
	中	普	3泊4日以内						
	高	普	6泊7日以内	規定なし 保護者負担の軽減	3年又は2年 4年又は3年	70%以上(希望者制)	規定なし	30人につき1名	
	特別支援学校	小	1泊2日以内	"	3年又は2年	過半数以上	県内 九州圏域	3人につき1名+責任者+養護教諭 (重複学級車椅子利用の児童生徒一人につき1名)	
	中	3泊4日以内							
高	4泊5日以内	広域関東圏域まで	5人につき1名+責任者+養護教諭 (重複学級車椅子利用の児童生徒一人につき1名)						

＜政令指定都市＞

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
札幌市	小	普	1泊2日以内	10,300円以内 (除、体験学習費・交通費・保険料)	最終学年	原則として全員参加	規定なし	人数規定はないが、引率旅費については、札幌市教育委員会が示す修学旅行引率旅費配分基準による	車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、バス及びフェリー
	中	普	3泊4日以内 航空機利用は2泊3日以内	3泊4日34,500円以内 2泊3日26,000円以内 (除、体験学習費・交通費・保険料) 航空機利用の場合は67,000円(上限)			北海道 東北地方及び関東地方		車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
	高	全 定	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	旅行日数等に応じ必要最小限にとどめる。	最終学年またはその前年度	原則として全員参加	日本国内		車船中泊は2泊以内とすること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
	特別 学校 支援	小 中 高	小学校に準ずる 中学校に準ずる 高等学校に準ずる						
仙台市	小	普	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。  国内88,000円(平成29年度の基準) 仙台市立高等学校における経費については、各年度ごとに基準を定める。	最高学年又は前学年	会津若松・盛岡方面が多い	40人以下2人以上。40人を超えるときは、超える数の20人までごとに1人を加算。救急看護の心得が有る者を含める。	特別支援学級は普通学級に準ずる。	
	中	普			〃				東京・千葉・横浜方面が多い
	高	普 定			〃	関西が多い			
	特別 学校 支援	小 中 高	校長が適切と判断する日数とする。 校長が適切と判断する金額とする。						
さいたま市	小	普	1泊2日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して適正な額とする	最終学年又はその前学年	学年人数の85%を下らない	指定無し	参加児童・生徒15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする	特に必要と認める場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる
	中	普	2泊3日以内						
	高	普	4泊5日以内 (120時間以内)	目的の達成と保護者の経済的負担とを十分に考慮した低廉で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	70%を下らない	日本国内	引率教員の数は、15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、及び保健責任者は別枠とする	航空機利用の条件 (1)航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること (2)航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと
	特別 学校 支援	小 中 高	小学校の実施基準に準ずる 中学校の実施基準に準ずる 高等学校の実施基準に準ずる						
千葉市	小	普	日帰り	保護者の負担が過重にならない範囲	1～6年	原則、全員参加	規定なし	30人につき1名、県外は校長又は教頭	特別支援学級は通常の学級に準ずる。障害の種類・程度に応じて特別配慮する。
	中	普	日帰り(1年) 2泊3日(3年)		1年・3年	〃			
	高	普	4泊5日以内		規定なし	80%以上			
	特別 学校 支援	小 中 高	日帰り 2泊3日 2泊3日	〃	1～6年 3年 3年	原則、全員参加	〃	実態に応じて定める	障がいの種類・程度に応じて特別配慮する。
横浜市	小	普	規定なし (児童生徒への健康面の負担配慮)	保護者の過重負担とならない範囲	第6学年(最終学年)	児童生徒の健康面の負担等を十分配慮すること、また、宿泊に伴う経費については保護者への経済負担を十分考慮し学校として説明責任を果たせる範囲内とする。	実施上の留意点として、行事の目的や児童生徒の発達段階などに応じて、目的地的選定が行われているか、実施の時期について学校運営上、無理のないように考慮されているか、日程上で、距離や時間、又は、見学場所に無理がないよう配慮されているか記載。	学級数×1.5+2名	特別支援学級は普通学級に準ずる。
	中	普			第3学年(最終学年)			学級数×1.5+1名	
	高	全 定			第3学年又は第2学年 第4学年又は第3学年				
	特別 学校 支援	小 中 高			〃			〃	第6学年 第3学年 第3学年又は第2学年

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備 考
川崎市	小	普	1泊2日	17,900円	6年	原則として全員参加	日光	20人につき1人	特別支援学級は、普通学級に同じ
	中	普	2泊3日	64,800円	3年		京都・奈良		
	高	普定	4泊5日	112,400円	在学中1回		近畿・九州・沖縄方面		
	特別支援	小	1泊2日	17,700円	※特別支援学校については、各校種ごとの日程及び経費基準、旅行方面・引率・その他実施にかかる基準について、児童生徒の実態に即した形で準用するものとする。				
	特別支援	中	2泊3日	64,800円					
	特別支援	高	4泊5日	112,400円					
相模原市	小	普							
	中	普							
	高	普定							
	特別支援	小							
	特別支援	中							
	特別支援	高							
新潟県	小	普	2泊3日	規定なし	5, 6年	規定なし	規定なし	新潟県の実施基準に準ずる	・宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
	中	普	2泊3日		2, 3年				
	高	普定	5泊6日		在学中1回				
	特別支援	小	2泊3日	小・中学校に準ずる		小・中学校に準ずる	小・中学校に準ずる		
	特別支援	中	2泊3日						
	特別支援	高							
静岡市	小	普	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること	基準なし	基準なし	目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童又は生徒の安全面を十分考慮して決定する	泊を伴う場合は、1学級につき2名以内とし、これに養護教諭及び責任者を加える	
	中	普	1泊2日～3泊4日程度		〃	〃			
	高	普	規定なし	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減に努める	規定なし	規定なし	学科の特色や日常の学習活動との関連で、修学旅行のねらいが達成できる地域	責任者1名(校長・教頭又はそれに準ずる者)と1学級につき教員2名と養護教諭又はこれに準ずるもの	届出制
浜松市	小	普	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること	規定なし	規定なし	規定なし	原則として、1学級2人以上とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる職員)及び責任者を加えた人数とする	
	中	普	規定なし		同上	規定なし			
	高	普定							
	特別支援	小							
	特別支援	中							
	特別支援	高							
名古屋市	小	普	1泊2日以内	29,000円	第6学年	原則、全員参加	京都、奈良、静岡、高山等	学級数+1名+校長+養護教諭	特別支援学級の引率は、特別支援学級担当教員(実情に応じてプラス)
	中	普	2泊3日以内	55,700円	第3学年	〃	関東、長野、大阪等	学級数あたりの教員数	中学校において出発・帰着時に送迎バスを利用する場合は2000円を増した額とする
	高	全定	3泊4日以内	75,000円	第2学年 第3・4学年	〃	中国、四国、長野等方面	1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名 5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名 9学級15名 10学級16名 11学級18名	
	特別支援	小	1泊2日以内	29,000円	小学校に準ずる	〃	三重、静岡、方面	小学部3人につき1名、中学部・高等部は4人につき1名、+校長+養護教諭	
	特別支援	中	2泊3日以内	55,700円	中学校に準ずる				
特別支援	高	3泊4日以内	75,000円	高校に準ずる		関西、九州方面			

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備 考	
京都市	小	普	1泊2日 … 21,190円以内 但し、「奥志摩みさきの家」以外の宿泊は1泊が限度		6年	原則として全員参加	規定なし	約30人につき引率1名	育成学級は、普通学級に準ずる	
	中	普	2泊3日… 54,000円以内 航空機利用の場合…57,000円以内		規定なし	”	”	”	”	
	高	普	2泊3日 … 54,000円以内 航空機利用の場合…67,000円以内	規定なし	”	”	”	”	参加生徒を二〇で除して得た数（1に満たない端数は、切り上げ）に1を加えた数	航空機利用は、一定の条件の下に認める。
		定	3泊4日 … 70,500円以内 航空機利用の場合…80,000円以内 4泊5日 … 89,000円以内						参加生徒数を十五で除して得た数（1に満たない端数は、切り上げ）に1を加えた数	
	特別 学校 支援	小	小学校に準拠							
	中	中学校に準拠								
	高	高等学校に準拠								
大阪市	小	普	3 6 時間程度	18,000円程度	第6学年	原則として全員参加	近畿・中国地区内	学級数×1.5+2	特別支援学級は普通学級に同じ	
	中	普	6 0 時間以内（夜行便 利用 7 2 時間以内）	保護者の過重な負担に ならない範囲 50,000円程度とする	規定なし	”	東…関東、 西…九州方面まで を原則とする	”	”	
	高	普 定	4 泊 5 日以内	72,000円程度	規定なし	”	規定なし	”	国内修学旅行航空機利用計画書を実施1年前 までに届出	
	特別 学校 支援	小	小学校に準ずる							
		中	中学校に準ずる							
高		高等学校に準ずる								
堺市	小	普	} 規定なし	「堺市立学校(園)徴収金事務取扱要項」を制定し、修学旅行等の事務手続きについて保護 者への説明責任を果たし、適正な事務処理及び校内体制を整備するよう指導						
	中	普								
	高	普 定								
神戸市	小	普	1 泊 2 日以内	21,490円以内	6年	原則として全員参加	規定なし	学級数×1.5+2名	特別支援学級は普通学級に準ずる。	
	中	普	7 2 時間内 (往復新幹線利用60時 間以内)	53,500円以内 航空機利用56,500円以 内	3年	”	規定ではないが、 沖縄・関東・九州 が多い	”	”	
	高	普	1 0 5 時間内 (バス利用110時間)	77,000円以内	規定なし	”	規定なし	”	夜行バス利用は避ける。	
	特別 支援 学校	小	} 上記に準ずる	} 上記に準ずる	} 上限を越す場合は、 特別支援教育課要相 談、極力限度内に収 める（在籍数と予算 の関係による)	6年	”	規定なし	学級数×1.5+2名+α(各校の実情により認めてい る)	小学校に準拠
		中				3年		関東・中国・九州 が多い		中学校に準拠
高		規定なし				規定なし		高等学校に準拠		
岡山市	小	普							岡山市の規準に基づいて派遣	
	中	普							岡山市の規準に基づいて派遣	
	高	普	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	岡山県の規準に基づいて派遣	
	特別 学校 支援	小								
		高								

※海外修学旅行実施基準は別掲。

	校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
広島市	小	普	1泊2日以内	27,500円以内(消費税を含む)	最終学年	原則として全員参加	規定なし	23人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
	中	普	2泊3日以内	52,600円以内(消費税を含む)	第2学年	〃	〃		
	中等教育学校	普	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	前期・後期それぞれ、最終学年又は前学年	〃	〃	前期：23人につき1名 後期：28人につき1名 +責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
		高	普	4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年又は前学年	〃	〃	28人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭
	特別支援学校	小	1泊2日以内	おおむね、小学校の場合をめやすとすること	最終学年	〃	〃	2人につき1名+責任者(校長又は教頭)+養護教諭	
		中	2泊3日以内	おおむね、中学校の場合をめやすとすること	最終学年				
高		4泊5日以内	おおむね、高等学校の場合をめやすとすること	最終学年又は前学年					
北九州市	小	普	1泊2日	大分・熊本方面23,931円以内 長崎方面25,122円以内	第6学年	原則として全員参加	大分・熊本・吉野ヶ里・長崎方面	(普通学級+養護学級)×1.8 3人を下回らない	特別支援学級は普通学級に同じ
	中	普	2泊3日	56,549円以内	第3学年	〃	関西方面	(普通学級+養護学級)×1.5	
	高	普	5泊6日	100,000円以内	第2学年	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	
	特別支援学校	小	1泊2日	小学校に準拠					
		中	2泊3日	中学校に準拠					
		高	2泊3日	高等学校に準拠					
福岡市	小	普	1泊2日以内	21,000円以内	6年	全員参加	特になし	学級数×1.5+2	
	中	普	2泊3日以内	52,500円以内	2年		特になし		
	高	普	5泊6日以内	特になし	原則2年	80%	特になし	学級数×1.5+1	
	特別支援学校	小	1泊2日以内	21,000円以内	6年	全員参加	特になし	学級数×2.0	
		中	3泊4日以内	52,500円以内	3年又は2年				
高	5泊6日以内	特になし	3年又は2年						
熊本市	小	普	1泊2日以内	規定なし 参考：20,000円前後	6年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を加えること	
	中	普	2泊3日以内	規定なし 参考：50,000円前後	2年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を加えること	
	高	普	5泊6日以内	79,000円程度	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内は規定なし 海外は原則として韓国、中国	1学級：3名 2～4学級：学級数+1～学級数+2 5学級以上：学級数+2	国内の航空機利用を認める(保護者の同意を得る) *県立学校の修学旅行に関する実施基準による
	特別支援学校	小	—	—	—	—	—	—	—
		中	—	—	—	—	—	—	—
高		—	—	—	—	—	—	—	

## &lt;付表&gt;

## 6. 平成29(2017)年度 全国都道府県並びに政令指定都市の修学旅行実施基準概要

## (1) 公立高等学校の海外修学旅行実施基準概要

※記載内容は、回答書の表記に基づいて作成しています。

都道府県 政令都市	日数	旅行費用	実施学年	実施方面	付帯条件
北海道	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	必要最小限度	最終学年又は前年	制限なし	教育長と事前協議。
青森	5泊6日以内	規定なし	規定なし	規定なし	教育委員会が認めた場合は6泊7日とすることができる。
岩手	5泊6日以内	別途協議	規定なし	規定なし	実施1年前までに教育委員会と協議。
宮城	4泊5日	155,000円<経費の標準>	最高学年又はその前学年	規定なし	事前に県教委と協議の上、前年9月までに計画書提出。
秋田	小・中学校、特別支援学校については国内修学旅行に準じる 高校は5泊6日以内	目的達成のための必要最小限度の額	規定なし	規定なし	海外修学旅行を行う県立中学校、高等学校、特別支援学校(高等部のみ)は実施日の1年前までに「海外修学旅行承認願」を教育長に提出し、承認を受けなければならない。
山形	4泊5日以内	保護者の過重負担を避ける 120,000円を目安(高校)	規定なし	規定なし	高校教育課と事前協議。
福島 県立学校	4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう配慮する	規定なし	規定なし	実施10ヶ月前までに修学旅行実施計画書を教育長に提出し、実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。
福島 特別支援 学校	同上	同上	同上	近隣諸国	海外旅行は、保護者の同意を得る。実施10ヶ月前までに修学旅行実施計画書を教育長に提出し、実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。
茨城	4泊5日以内	規定なし	全日制は2年又は3年、 定時制は3年又は4年	規定なし	・旅行先の政情が安定し、かつ、治安が維持され、受け入れ態勢の整った国や地域を選定すること。 ・実施計画書を実施の1年前までに提出し、主管課と協議すること。
栃木	4泊5日以内 (110時間以内)	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 定時制は第3学年次以降とする	規定なし	旅行地及び見学場所の選定にあたっては、修学旅行の趣旨に基づき、目的やねらいが達成できる地域や場所となるよう配慮する。なお、旅行先の政情、治安、保健衛生等、生徒の安全面で受け入れ態勢の整った国や地域を選定すること。
群馬	5泊6日以内 (144時間以内)	適切な額とする	原則として第2学年(定時制は第3学年)以上	近隣アジア諸国	・実施予定の1年前までに教育委員会と事前協議。 ・生徒、保護者の同意を得る。 ・非常事態に対応できる体制を整える。
埼玉	4泊5日以内 (120時間以内)	100,000円(外国語科等設置校等国際交流に特色があると県教委が認めた学校については130,000円)以内	中高学年	・修学旅行の趣旨に基づき、目的やねらいが達成でき、政情、治安、保健衛生等、生徒の安全面で受入態勢の整った国や地域	なし
千葉	4泊5日以内	130,000円以内(消費税別)	規定なし	政情の安定した近隣諸国	海外修学旅行は実施日の6ヶ月前に県教委に実施承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
東京	9・6時間以内	95,000円以内(税抜) 燃油特別付加運賃を除く	①普通科は、第2学年9月以降の実施 ②定時制は、第3学年9月以降の実施	治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、修学旅行のねらいが達成できる地域	実施校は、「都立高等学校海外修学旅行実施要綱」及び「海外修学旅行実施ガイドライン」の要件を満たす学校とする。
神奈川	5泊6日(144時間)以内	保護者の過重負担を避けるよう十分考慮する。同一学年等で国内と海外の修学旅行を実施する場合は経費に隔たりがないように配慮する。	学年の指定はしない	政情が安定し、受け入れ体制の整った国・地域を選定する。	—
山梨	5泊6日以内	規定なし 留意事項—保護者の過重負担を避ける	全日制2・3年 定時制3・4年	—	実施6ヶ月前までに申請する。

都道府県 政令都市	日 数	旅行費用	実施学年	実施方面	付帯条件
長 野	3泊4日	国内旅行の2割増し程度	最高学年あるいはその前学年(後期)	規定なし	1年前までに県教委に相談する。実施2ヶ月前までに「修学旅行実施計画表」を県教委に提出する。
新 潟	4泊5日の範囲	生徒や保護者の過重負担にならないこと	在学中1回	(1) 政情が安定し、生徒の安全が十分確保できる旅行先であること。 (2) 国際交流を行うなど、修学効果のあがる旅行先であること。 (3) 原則として、新潟空港から発着できる旅行先であること。	実施計画案を旅行実施の1年前までに県教育委員会に提出、協議とする。
富 山	原則4泊5日以内、県立学校課と協議の上延長可	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	県立学校課と協議
石 川	4泊5日以内	積立金によることを原則とする	最上学年又は前学年	韓国など近隣諸国	訪問国の高校生との交流をもつなど、国際理解教育等の実施を計画に盛り込むこと。
福 井	110時間以内	必要最小限度の額	最上学年又はその前学年	規定なし	教育委員会と事前協議。
岐 阜	原則3泊4日以内	必要最低限の額とする	規定なし	教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地	県教育委員会と事前協議
静 岡	規定なし	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額	規定なし	目的を踏まえ、学校・学科の特色や実態及び日常の学習活動との関連を十分考慮する。	実施2か月前までに実施計画書等を県教育委員会に提出する。
愛 知	4泊5日以内	上限125,000円程度(消費税を含む)	最上学年又はその前学年	限定せず	—
三 重	—	(高等学校) 128,000円以内	(高等学校) 三重県立学校修学旅行等 実施要綱による	(高等学校) 海外修学旅行実施基準等による	
滋 賀	4泊5日以内	生徒全員が参加できる程度の額 国内の1.2倍	最上学年又はその前学年	規定なし	教育長と事前協議。
京 都	6泊7日以内	国内修学旅行経費の5割増程度まで	規定なし	—	教育長と事前協議。設置学科、コース等で認可。
大 阪	4泊5日以内	規定なし	3年課程第2学年以降 4年課程第3学年以降	規定なし	高等学校課教務グループと事前協議。 やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること。
兵 庫	特別支援学校高等部 7日以内	80,000円 (海外は3割増程度まで)	規定なし	国内修学旅行実施基準に準拠	
奈 良	4泊5日以内	教育委員会と協議する。	規定なし	条件や受入体制等を十分考慮して選定する。	実施1年前及び実施3か月前までに、教育長に届け出ること。
和歌山	4泊5日以内	国内修学旅行経費の2割増程度を 上限とする	規定なし	近隣のアジア地域	中学校が海外修学旅行を実施する場合、教育委員会と事前協議
鳥 取	5泊6日以内	保護者の負担過重とならないよう 必要最小限度とする。	規定なし	①韓国・中国等のアジアの近隣諸国 ②オセアニア諸国(外国語に関する 学科やコースを対象とする。)	①新規に実施する学校又は旅行地等を変更する学校にあっては、実施1年前までに計画書を、実施4ヶ月前までに実施届出書を提出する。 ②継続して実施する学校にあっては、実施4ヶ月前までに実施届出書を提出する。
島 根	5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮すること	2、3年が望ましい	教育長と事前協議	教育長と事前協議
岡 山	5泊6日以内	保護者の過重負担にならないように	2年又は3年	規定なし	県教委と事前協議。
広 島	4泊5日以内	保護者の負担を配慮した適切な額とする	在学中1回までとする	規定なし	—
山 口	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	定めはないが実態として 2年	規定なし	規定なし



[ 海外修学旅行実施基準概要 ]

都道府県 政令都市	日 数	旅行費用	実施学年	実施方面	付帯条件
徳 島	高校: 4泊5日を標準 県立中: 3泊4日を標準	経費の軽減に努力すること	規定なし	安全が確保でき、修学旅行の目的が十分達成できるとともに、経費的に無理のない地域	1年前の7月末までに教育委員会に協議申請書を提出し協議する。
香 川	4泊5日以内	保護者の経済的負担軽減に努める	2年又は3年	規定なし	—
愛 媛	5泊6日以内 ※ただし、特別の事情あるときは教育長と協議の上、日数の限度を超えて実施することができる。	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	教育長と事前協議。
高 知	5泊6日以内	保護者の負担過重とならない必要最小限度の額	規定なし	規定なし	実施届を教育委員会に届け出る。
福 岡	規定なし	※1 ※2 ※3	規定なし	規定なし	県教育委員会と事前協議。 (以下、備考) ※1 県立学校における経費基準 平成27年5月11日より「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が決める必要最小限の額」とする ※2 県立学校における海外経費基準 平成27年5月11日より「これまでの海外修学旅行の経費実績を踏まえ、保護者の理解が得られる適切な額」とする ※3 (市町組合立高等学校) ・久留米市教育委員会は 韓国：77,000円以内、中国：100,000円以内、シンガポール：120,000円以内、豪州・NZ：150,000円以内、その他：上記国を参考に学校教育課と個別協議にて決定する ・久留米市外三市町高等学校組合は海外も国内と同じ扱いとする
佐 賀	5泊6日以内	規定なし(保護者の負担軽減に努める)	在学中1回	韓国・中国・東南アジア	左記以外の外国の場合、教育委員会と協議。
長 崎	5泊6日以内	韓国83,000円程度、 中国122,000円程度を上限とする	規定なし	中国並びに韓国を原則とする	①実施1年前に意向書提出。②6ヶ月前に計画書提出。③2ヶ月前に承認願及び外務省への進達文書提出、団長は校長。
※公立小・中学校(県立中を除く)については、市町村教育委員会の定める基準による。					
熊 本	5泊6日以内	韓国80,000円程度 中国及び台湾100,000円程度	規定なし	原則として、大韓民国、中華人民共和国、台湾	教育委員会と事前協議。
大 分	5泊6日以内	保護者の負担過重をさける	3年又は2年	制限なし	—
宮 崎	6泊7日以内	保護者の負担過重にならない金額	規定なし	規定なし	県教育委員会と協議。
鹿児島	5泊6日以内	韓国90,000円以内 中国・東南アジア110,000円以内 その他130,000円以内	規定なし	規定なし	高校教育課に申請し、実施日の2ヶ月前までに教育長の承認を受ける。旅行費用について、特別な事情がある場合は教育委員会と十分協議の上、基準額を超えて実施することができる。
沖 縄	原則として6泊7日以内(船中泊除く)	保護者の経費負担軽減	原則として2・3年	規定なし	前年度に県立学校教育課と協議。
札幌市	4泊5日以内(機内泊1日以内) オセアニア地域の場合は教育長と協議の上5泊6日まで延長できる	157,400円以内(「燃油サーチャージ」を含めない) 173,000円以内(「燃油サーチャージ」を含めない)	最終学年またはその前年度	アジア・オセアニア地域	海外で実施する場合には事前に教育長と協議する。
仙台市	校長が適切と判断する日数とする。	155,000円 (高等学校・仙台市立中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の平成29年の基準) 校長が適切と判断する金額とする。ただし、仙台市立高等学校における経費については、各年度ごとに基準を別に定める。	最高学年又は前学年	規定なし	方針に寄りたいときには、事前に教育委員会と協議をすること。

都道府県 政令都市	日 数	旅行費用	実施学年	実施方面	付帯条件
さいたま市	原則として4泊5日以内	目的の達成と保護者の経済的負担とを十分に考慮した低廉で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	目的を達成できる、諸外国とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機利用の条件(国内修学旅行に同じ)</li> <li>・行程には、現地校との交流事業を一日程度設定する。</li> <li>・安全対策への配慮 修学旅行の全行程における安全対策について十分に配慮する。</li> <li>・保護者への説明及び費用について 保護者への説明と費用の保護者負担の軽減について、配慮する。</li> </ul> ※平成25年度までは海外修学旅行の実施については、事前協議を行い承認としていたが、平成26年度から、届に改訂した。
千葉市	規定なし	集金方法を含め保護者の負担が過重にならない範囲	規定なし	政情の安定した国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理の徹底。</li> <li>・保険の加入。</li> </ul>
横浜市	5泊6日以内	保護者の過重負担とならない範囲	第2学年	ニューヨーク、マレーシア	—
川崎市	5泊6日(144時間)以内	国内修学旅行基準と隔たりのない金額とし、保護者の過重負担を避けるよう十分考慮した金額	特に指定なし	治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、学校や学科の教育目標や特色及び生徒の実態等に照らし修学旅行のねらいが達成できる地域とする	1. 事前準備…保護者への理解、旅行先の事前調査、交通機関の安全性等 2. 事故防止対策…交通機関、緊急時の医療、保健衛生、生徒指導、等 3. 留意事項…旅行業者の選定、届け出(実施予定学年が入学した6月末までに実施計画書、実施予定日の3ヶ月前までに承認申請書)
相模原市					
新潟市	国内修学旅行に準ずる	生徒や保護者の過重負担にならないこと	国内修学旅行に準ずる	(1)政情が安定し、生徒の安全性が十分確保できる旅行先であること。 (2)国際交流を行うなど、修学効果のあがる旅行先であること。 (3)原則として、新潟空港から発着できる旅行先	実施計画書を旅行実施の1年前までに市教育委員会に提出、協議とする。
静岡市	規定なし	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減に努める	規定なし	学科の特色や日常の学習活動との関連で、修学旅行のねらいが達成できる地域	—
浜松市	なし	なし	なし	なし	なし
名古屋市	申請があれば日程等個別指導 4泊5日以内 120,000円を上限				
京都市	日数・費用・実施学年・旅行方面・旅程等について教育委員会と事前協議。				
大阪市	4泊5日以内	中国120,000円程度 韓国90,000円程度	規定なし	中華人民共和国・大韓民国	実施1年前に協議。姉妹校交流等。
堺市	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	—
神戸市	120時間以内	国内の3割増程度。保護者の負担過重にならない額	規定なし	規定なし	新規の場合は1年前までに事前協議。
岡山市	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる	県立学校に準ずる
広島市	事前に教育委員会担当課と協議を行い、計画すること	保護者負担を配慮した適切な額	最終学年又は前学年	規定なし	—
北九州市					
福岡市	5泊6日以内	特になし	原則として2年生	—	—
熊本市	5泊6日以内	韓国、80,000円 中国、台湾100,000円程度	規定なし	海外は原則として韓国、中国、台湾	航空機利用を認める(保護者の同意を得る) *市立学校の修学旅行に関する実施基準による